有推協認証プラスアップ有機農産物

有機農産物のＪＡＳ規格では最低限の基準しか定められておらず、自然循環や堆肥・ボカシ肥づくり等、本来の有機農業が重視している取組が軽視されてしまう可能性があります。有機ＪＡＳ認証を受けている農家の中には、有機ＪＡＳ規格よりはるかに優れた本来の有機農業を実践している有機農家もいれば、その最低基準のみを満たすだけで外部からの購入資材に依存する農法をとっている有機農家もいます。そこで有機農業推進協会では、有機ＪＡＳ規格に独自の基準を上乗せするプラスアップの基準を作成し、自然循環や堆肥・ボカシ肥づくり等を重視した本来の有機農業を実践する農家を独自に認証していくことにしました。

有推協認証プラスアップ有機農産物とは

有機ＪＡＳの有機農産物の中でも、さらに自然循環機能をより一層増進する生産方法（緑肥や自家製の堆肥の使用など）であると有機農業推進協会が独自に設定した基準により認証したものです。

有推協認証プラスアップ有機農産物の基準

有機農産物のＪＡＳ規格を満たしたうえで、次の必須となる基本的事項を全て満たし、さらに選択できる付加的事項のうち３つの事項を満たしている必要があります。

畑作物の基準

＜必須となる基本的事項（すべて満たすこと）＞

① 年間生産される品目数が１０品目以上であること。
② 自家採種した種苗を５品目以上で使用していること。
③ 露地栽培を基本としていること。
④ 自家製堆肥、自家製ボカシ肥もしくは圃場内の緑肥による肥培管理またはそれらを組合せた肥培管理を基本としていること。
⑤ 有機農産物のＪＡＳ規格の別表１と別表２のうち認められたものしか使用していないこと（次頁参照）。
⑥ 畦の雑草管理は機械または手作業による畦草刈りにより行っていること。

＜選択できる付加的事項（3 つ以上満たすこと）＞

① 防虫ネットに依存しない栽培管理を行っていること。
② 種子繁殖する作物については自家育苗した苗のみを使用していること。
③ 遺伝子組換えの飼料で育てられた家畜の糞尿、遺伝子組換えの大豆または菜種が入った油粕その他遺伝子組換え由来の資材を使用していないこと。
④ プラスチックの被覆資材による雑草管理を行っていないこと。
⑤ 少なくとも１つのほ場について、多様な生物が生息できるように工夫をした栽培の方法をとっていること。
⑥ 収穫された作物の５品目以上で、硝酸態窒素が過剰に蓄積していないか測定していること。
⑦ 有畜複合経営により運営していること。

米の基準

＜必須となる基本的事項（すべて満たすこと）＞

① 自家製堆肥、自家製ボカシ肥もしくは圃場内の緑肥による肥培管理またはそれらを組合せた肥培管理を基本としていること。
② 有機農産物のＪＡＳ規格の別表１と別表２のうち認められたものしか使用していないこと（次頁参照）。
③ 自家育苗した苗のみを使用していること。
④ 紙マルチおよび布マルチに依存しない雑草管理を行っていること。
⑤ 畦の雑草管理は機械または手作業による畦草刈りにより行っていること。

＜選択できる付加的事項（3 つ以上満たすこと）＞

① 機械または手作業による雑草管理を行っていること。
② 適切な代かきと深水管理による雑草管理を行っていること。
③ アイガモまたはコイによる雑草管理を行っていること。
④ 遺伝子組換えの飼料で育てられた家畜の糞尿、遺伝子組換えの大豆または菜種が入った油粕その他遺伝子組換え由来の資材を使用していないこと。
⑤ 冬期に湛水または雑草を繁茂させる方法により農地の生産力を発揮させていること。
⑥ 自家採種した種籾を使用していること。
⑦ ビオトープの設置、魚や蛙等の生物のほ場への出入りを妨げないほ場周囲の自然環境条件の整備等によりほ場の周囲の自然環境条件を整備していること。
⑧ 有畜複合経営により運営していること。

＜認証エリアおよび料金＞

有推協認証プラスアップ有機農産物

エリア：　北陸の２県（富山県・新潟県）、中部の５県（長野県・山梨県・静岡県・岐阜県・愛知県）、関東１都６県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県）、東北６県（福島県・山形県・秋田県・宮城県・岩手県・青森県）、近畿２府３県（京都府・大阪府・三重県・滋賀県・奈良県）の２５都府県

料金：　無料（有機農業推進協会で有機ＪＡＳ認証を取得している生産者が対象であり、有機ＪＡＳ認証の検査の際にあわせてプラスアップ有機農産物の検査を実施するため、追加費用は要りません。）

有推協認証すこやか養鶏鶏卵

エリア：　中部の２県（長野県・山梨県）および関東１都６県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県）の９都県

料金：　以下の表のとおり飼養羽数に応じた料金（検査員の交通費は別途かかります）。

２００羽未満	40,000 円
４００羽未満	50,000 円
７００羽未満	60,000 円
１０００羽未満	70,000 円
１３００羽未満	80,000 円
１５００羽以下	90,000 円

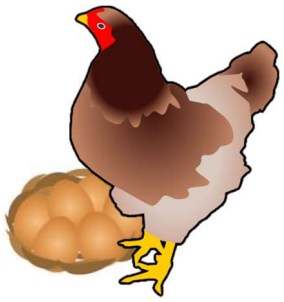

肥料および土壌改良資材として使用できるもの

植物およびその残さ由来の資材、発酵・乾燥または焼成した排せつ物由来の資材、メタン発酵消化液、グアノ、乾燥藻およびその粉末、草木灰、生石灰、消石灰、微量要素、木炭、泥炭、ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒、塩基性スラグ、鉱さいけい酸質肥料、よう成りん肥、塩化カルシウム、食酢、乳酸、その他の肥料および土壌改良材

以下は条件を満たすもののみ使用可能

- 油かす類　：　有機溶剤により抽出した油の副産物は使用できない。
- 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材　：　有機溶剤により抽出した油の副産物、とうもろこし浸漬液肥料（コーンスティーブリカー）、コーンスターチおよびコーン焼成灰、食品工場からのフェザーミールは使用できない。
- と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材　：　骨粉、蒸製皮革粉、魚廃物加工肥料、副産動物質肥料、乾血（血粉）および動物かす粉末類ならびに抗酸化材として化学合成された物質（エトキシキン等）が混入されている魚粉と魚粕は使用できない。
- 発酵した食品廃棄物由来の資材　：　コーンスターチは使用できない。
- バーク堆肥　：　自家製の堆肥に限り使用できる。
- 岩石を粉砕したもの　：　塩化加里、硫酸加里、硫酸加里苦土、天然りん鉱石、硫酸苦土、水酸化苦土、硫酸カルシウム等の単質肥料は使用できない。）

農薬として使用できるもの

炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、性フェロモン剤、展着剤、二酸化炭素くん蒸剤、ケイソウ土粉剤、食酢

以下は条件を満たすもののみ使用可能

- 天敵等生物農薬　：　日本国内に生息するものに限り使用できる。

有推協認証すこやか養鶏鶏卵

欧米と同様に日本でも２００５年より有機畜産物の認証制度が行われています。しかし、有機飼料をすべて日本国内で調達することは難しいため、有機畜産では外国から輸入した飼料に頼らざるを得ない場合も少なくなく、これでは日本にあるべき循環型で環境に優しい畜産とはかけ離れたものとなってしまいます。一方で、日本ではケージ飼い養鶏等の工業的な畜産が放置されているのが現状であり、これらを健全なものにしていくためには有機農家が取り組む平飼い養鶏等の動物福祉に配慮した飼育方法をもっと広めていくことが求められます。そこで有機農業推進協会では、飼料については有機飼料であるかどうかよりも国産飼料の割合を高めているかどうかを重視し、畜舎や飼い方等で動物福祉に配慮した飼育方法を実践する農家を独自に認証していくことにしました。

有推協認証すこやか養鶏鶏卵とは

動物福祉に配慮した飼育方法（動物用医薬品の使用を避けることを基本とし、動物の生理や行動に配慮して飼養する飼育方法）により生産された鶏卵であると、有機農業推進協会が独自に設定した基準により認証したものです。ただし、飼料については有機飼料に限定していないため、有機畜産物ではありません。

有推協認証すこやか養鶏鶏卵の基準

有機畜産物のＪＡＳ規格のうち、飼料の給与については有機飼料に限定しないものの、それ以外の項目では有機畜産物のＪＡＳ規格の基準に適合する飼育方法と同等のまたはそれ以上に優れた飼育方法を行うことにより動物福祉に配慮して鶏卵を生産する必要があります。詳細は以下のようになっています。

＜鶏舎＞

- 採卵鶏が飼料および新鮮な水を自由に摂取でき、適度な温度、湿度、通風、換気および太陽光による明るさが保たれていること。
- 認められた薬剤のみを使用して適切に清掃および衛生管理されていること。
- 採卵鶏１羽当たりの敷地面積は０．３㎡以上を有すること（採卵鶏１羽当たり０．１５㎡以上の飼養野外運動場を備えた鶏舎の場合は０．１５㎡以上とする）。
- 鶏舎の床面は土間とし、鶏舎内には天然物質に由来する適当な敷料が敷かれていること。

＜飼養の対象となる採卵鶏＞

- 雛については、ふ化のときからすこやか飼養が行われている雛を用いることができるが、すこやか飼養を開始する以前から飼養していた採卵鶏についても６週間以上すこやか飼養すればすこやか養鶏鶏卵の生産に用いることができる。
- 採卵鶏を購入する場合は、８週齢未満の採卵鶏を導入することができるが、この場合は６週間以上すこやか飼養しなければすこやか養鶏鶏卵の生産に用いることができない。

＜飼料の給与＞

- 有機飼料に限定しないが、遺伝子組換え技術を用いて生産された飼料ならびに抗生物質および合成抗菌剤を含む飼料、化学的処理を行っている魚粉・藻類、さらに肉骨粉は給与しないこと。
- 入手が可能である限り、緑餌を給与すること。
- 飼料の４０％以上は国産のものにすること。

＜健康管理＞

- 他に適当な治療方法もしくは管理方法がない場合または法令で義務づけられている場合を除き、動物用医薬品は使用しないこととし、使用する場合も要診察医薬品または抗生物質以外の動物用医薬品を使用すること。
- 採卵鶏へのビタミン、ミネラル、動物用生物学的製剤または駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。
- 成長または生産の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。

＜一般管理＞

- 断嘴等により鶏を故意に傷つけないこと。
- 人工照明により日長を延長する場合には、延長された日長時間が飼育されている鶏舎の所在地における夏至の日長時間を超過しないこと。
- 強制換羽しないこと。
- １経営あたりの飼養羽数は最大１，５００羽を超えないこと。
- 鶏舎内には雌鶏だけでなく雄鶏も一緒に飼育することが望ましい。

お問い合わせ・ご連絡先

特定非営利活動法人 有機農業推進協会
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 2-14-12　YS ビル 303 号
TEL: 03-5940-2313　FAX: 03-5940-2314
メール:　yusuikyo@aurora.ocn.ne.jp
ホームページ: http://yusuikyo.web.fc2.com/